

(仮称) 吹田市空家等の適切な管理に関する条例のイメージ

【法】対象となる建物

1年以上使用されていない建物
(常態)

一戸建て



長屋



共同住宅



【法】

できること

- ・指導
- ・勧告
- ・命令

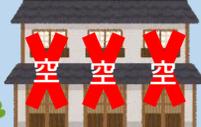
【条例】対象となる建物の追加

1年未満使用されていない建物
(相当期間)

一戸建て



長屋



共同住宅



一部が空室の長屋
※廊下や階段などの共用部分がない

長屋



【条例】

できること

- ・指導
- ・勧告
- ・命令

【条例】
取組の強化

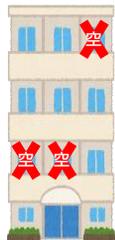
できること

- ・緊急安全措置
- ・命令に従わない
所有者の公表

【対象外】

一部が空室の共同住宅

共同住宅



【対象外】

【法】

空家等対策の推進に関する特別措置法
(平成27年2月26日施行)

【条例】

(仮称) 吹田市空家等の適切な管理に
関する条例 (令和5年4月1日施行予定)